

市第 51 号議案 横浜市中心卸売市場業務条例の一部改正

1 概要

横浜市中心卸売市場の再編・機能強化に伴い実施した、横浜市中心卸売市場本場（以下「本場」という。）の都市計画区域の変更を踏まえ、経済局が港湾局から所管換を受けた市場敷地に隣接している土地（神奈川区山内町 11 番 1 の一部）を本場の区域に加えるため、横浜市中心卸売市場業務条例（以下「業務条例」という。）の一部を改正します。

2 改正内容

業務条例第 2 条のうち、本場の面積を次のとおり改正します。

(1) 現行

106,211 平方メートル（うち公の施設 106,211 平方メートル）

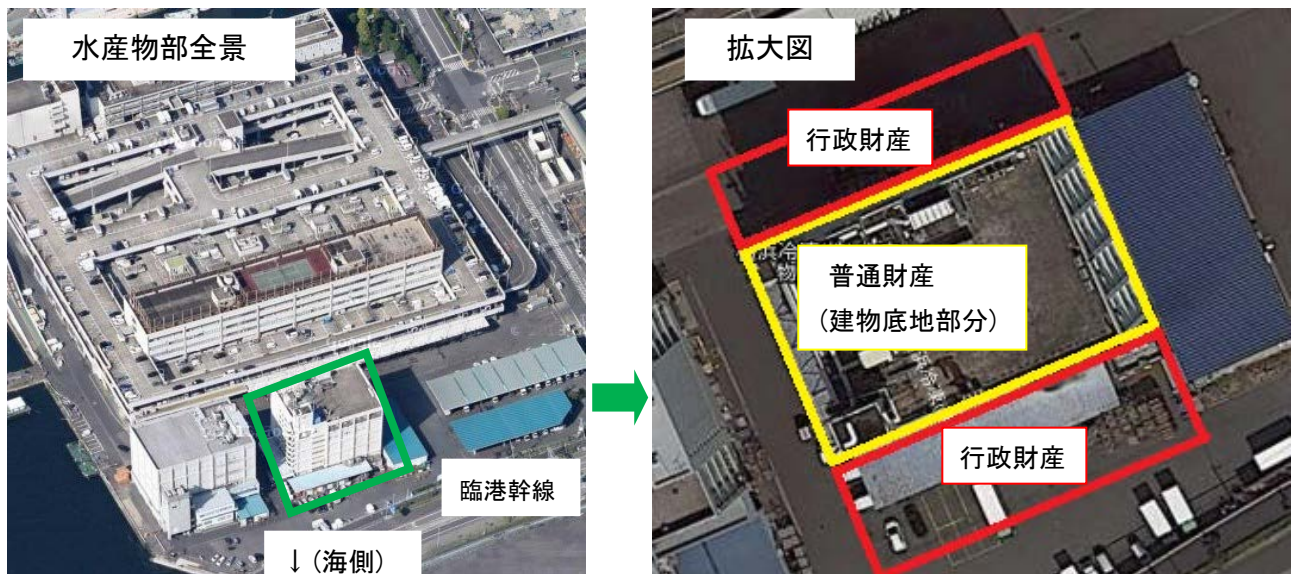
(2) 改正案

108,735 平方メートル（うち公の施設 107,476 平方メートル）

<増加面積>

2,524 平方メートル（うち公の施設 1,265 平方メートル）

【図】今回条例上の区域に加わる用地



赤色および黄色部分：本場の増加面積 2,524 平方メートル
赤色部分：（うち公の施設の増加面積 1,265 平方メートル）

3 施行期日

平成 27 年 10 月 1 日

【参考】新旧対照表（横浜市中央卸売市場業務条例）

現行			改正案		
(第1条省略) (市場の名称、位置及び面積) 第2条 市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。			(第1条省略) (市場の名称、位置及び面積) 第2条 市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。		
名 称	位 置	面 積	名 称	位 置	面 積
横浜市中央卸売市場本場（以下「本場」という。）	横浜市神奈川区	106,211平方メートル（うち公の施設106,211平方メートル）	横浜市中央卸売市場本場（以下「本場」という。）	横浜市神奈川区	108,735平方メートル（うち公の施設107,476平方メートル）
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
(以下省略)			(以下省略)		